

離島通話料(離島振興に伴う特例扱い)

離島にある当社指定の単位料金区域(MA)と、その離島と社会的・経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にある当社指定のMAとの相互間の通話については、特例として隣接区域内における通話料金を適用しています。

(離島へは、海底ケーブルを敷設する等、通常よりも多くのコストがかかっていますが、離島振興及びユニバーサルサービスの観点から特例扱いとしています)

特例扱いの対象となるMA

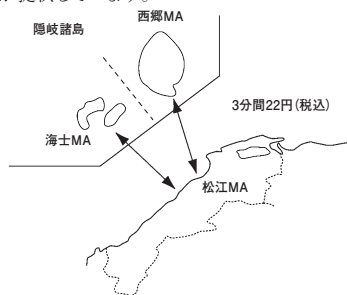
〈 〉内は平日昼間3分間通話した場合の料金

離 島	MA名	特例扱いの対地となる M A	11円(税込)でかけられる秒数
隠岐諸島	西 郷	松 江	90秒 〈22円〉 (税込)
	海 士		
壱 岐	郷ノ浦	福 岡 *	
対 馬	対馬佐賀		
	巖 原		
五島列島	有 川	長 崎	
	福 江		
徳之島	徳之島	鹿 児 島	
屋久島	屋久島		
奄美大島	名 瀬		
	瀬戸内		
種子島	種子島		
甌島列島	中 甌		
硫黄島	硫黄島		
中之島	中之島		

(注)上記のほか、壱岐・対馬(郷ノ浦MA、対馬佐賀MA、巖原MA)と長崎MAとの間について、90秒までごとに11円(税込)。

*再編成以降、NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。

(例)離島と通話需要等の面でもっとも緊密な関係を有する近隣MA1カ所に対して、隣接料金を適用します。

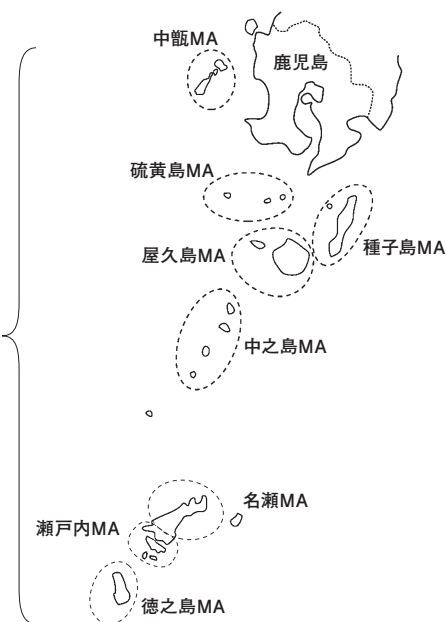


同一県内にある離島MA相互間の通話料金

〈 〉内は平日昼間3分間通話した場合の料金

離島MA名	11円(税込)でかけられる秒数	
長崎県	90秒 〈22円〉 (税込)	
		対馬佐賀
		巖 原
		有 川
		福 江
鹿児島県	90秒 〈22円〉 (税込)	
		郷ノ浦
		種子島
		屋久島
		中 甌
		名 瀬
		瀬戸内
		硫黄島
中之島		
徳之島		

各MA相互間は90秒で11円(税込)
[3分で22円]
(税込)



沖縄県の通話料

- ・沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との通話地域間距離を算定しています。*
- ・沖縄県内の各MA(那覇、名護、南大東、沖縄宮古、八重山)相互間は90秒までごとに11円(税込)となっています。

*再編成以降、NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。